

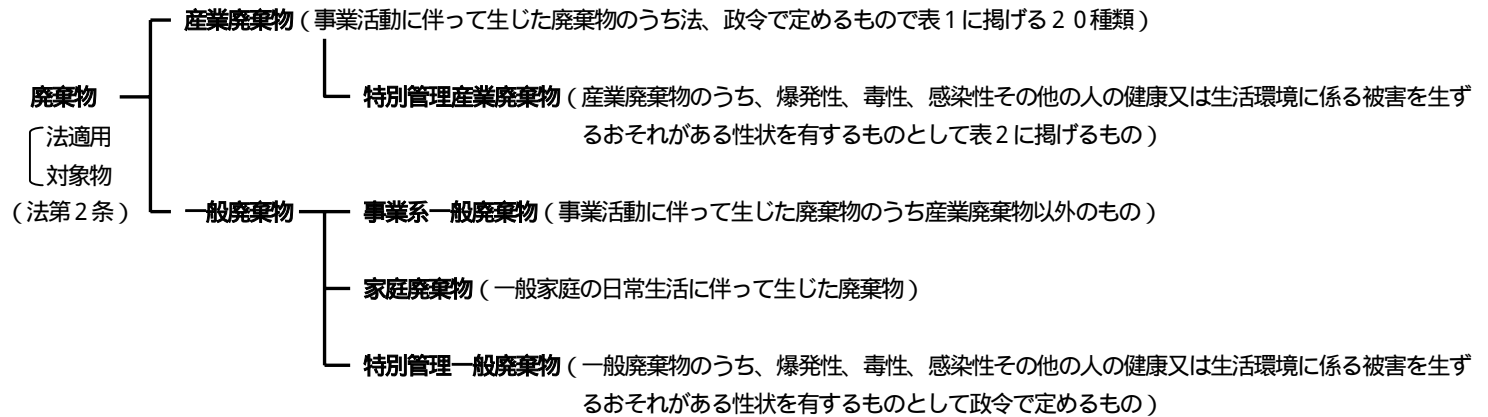
産業廃棄物の適正処理のために



「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています（法第1条）。

1 廃棄物の分類

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいし、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。



このほか指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）については特別な規定があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されない廃棄物

- ・放射生物質及びこれによって汚染されたもの
- ・気体状のもの
- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

2 産業廃棄物の種類と具体例

表1 産業廃棄物の種類と具体例（法第2条第4項、政令第2条）

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2)汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、（活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルビット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など）
	(3)廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類など全ての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10)鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙又は紙加工品の製造業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くずなど
	(14)木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、おがくず、パーク類など
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	(17)動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

3 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

表2 特別管理産業廃棄物の種類と性状及び具体例（法第2条第5項、政令第2条の4）

種類	性状及び具体例																																																																																																																				
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70未満のもの																																																																																																																				
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液																																																																																																																				
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液																																																																																																																				
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず他）																																																																																																																				
廃PCB等	・廃PCB、PCBを含む廃油（PCBは平成13年7月から「ポリ塩化ビフェニル」以下同じ。）																																																																																																																				
PCB汚染物	・汚泥（PCBが染み込んだもの）・紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）・木くず（PCBが染み込んだもの）・繊維くず（PCBが染み込んだもの）・廃プラスチック類（PCBが付着し、又は封入されたもの）・金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）・陶磁器くず（PCBが付着したもの）・がれき類（PCBが付着したもの）																																																																																																																				
PCB処理物	・廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの																																																																																																																				
指定下水汚泥	・指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの																																																																																																																				
鉋さい	・鉋さい及び鉋さいを処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの																																																																																																																				
廃石綿等（飛散するおそれのあるもの）	・石綿建材除去事業により除去された石綿及び特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの ・石綿建材除去事業により除去された石綿含有の保温材類 ・石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設又は集じん施設で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類																																																																																																																				
廃油（廃溶剤）	下表9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、22の廃溶剤で特定施設から排出されたもの、及び当該廃油を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの																																																																																																																				
その他	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質が基準値を超えて含むもの																																																																																																																				
政令に定める有害物質の基準（単位：mg/㍑）																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">金属等の名称</th> <th colspan="2">判定基準値</th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">金属等の名称</th> <th colspan="2">判定基準値</th> </tr> <tr> <th>廃酸・廃アルカリ（含有試験）</th> <th>汚泥等（溶出試験）</th> <th>廃酸・廃アルカリ（含有試験）</th> <th>汚泥等（溶出試験）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アルキル水銀化合物</td> <td colspan="2">検出されないこと。</td> <td>13</td> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>0.4</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水銀又はその化合物</td> <td>0.05</td> <td>0.005</td> <td>14</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> <td>15</td> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鉛又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> <td>16</td> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>30</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>有機りん化合物</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>0.6</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>5</td> <td>1.5</td> <td>18</td> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>0.2</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>砒素又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> <td>19</td> <td>チウラム</td> <td>0.6</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>シアン化合物</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>シマジン</td> <td>0.3</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>PCB</td> <td>0.03</td> <td>0.003</td> <td>21</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>3</td> <td>0.3</td> <td>22</td> <td>ベンゼン</td> <td>1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>1</td> <td>0.1</td> <td>23</td> <td>セレン又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>ジクロロメタン</td> <td>2</td> <td>0.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>四塩化炭素</td> <td>0.2</td> <td>0.02</td> <td>24</td> <td>ダイオキシン類</td> <td>100pg-TEQ/㍑</td> <td>ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng-TEQ/g</td> </tr> </tbody> </table>		金属等の名称	判定基準値			金属等の名称	判定基準値		廃酸・廃アルカリ（含有試験）	汚泥等（溶出試験）	廃酸・廃アルカリ（含有試験）	汚泥等（溶出試験）	1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		13	1,2-ジクロロエタン	0.4	0.04		水銀又はその化合物	0.05	0.005	14	1,1-ジクロロエチレン	2	0.2	2	カドミウム又はその化合物	1	0.3	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	0.4	3	鉛又はその化合物	1	0.3	16	1,1,1-トリクロロエタン	30	3	4	有機りん化合物	1	1	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.6	0.06	5	六価クロム化合物	5	1.5	18	1,3-ジクロロプロペン	0.2	0.02	6	砒素又はその化合物	1	0.3	19	チウラム	0.6	0.06	7	シアン化合物	1	1	20	シマジン	0.3	0.03	8	PCB	0.03	0.003	21	チオベンカルブ	2	0.2	9	トリクロロエチレン	3	0.3	22	ベンゼン	1	0.1	10	テトラクロロエチレン	1	0.1	23	セレン又はその化合物	1	0.3	11	ジクロロメタン	2	0.2					12	四塩化炭素	0.2	0.02	24	ダイオキシン類	100pg-TEQ/㍑	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng-TEQ/g
	金属等の名称			判定基準値					金属等の名称	判定基準値																																																																																																											
		廃酸・廃アルカリ（含有試験）	汚泥等（溶出試験）	廃酸・廃アルカリ（含有試験）	汚泥等（溶出試験）																																																																																																																
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		13	1,2-ジクロロエタン	0.4	0.04																																																																																																														
	水銀又はその化合物	0.05	0.005	14	1,1-ジクロロエチレン	2	0.2																																																																																																														
2	カドミウム又はその化合物	1	0.3	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	0.4																																																																																																														
3	鉛又はその化合物	1	0.3	16	1,1,1-トリクロロエタン	30	3																																																																																																														
4	有機りん化合物	1	1	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.6	0.06																																																																																																														
5	六価クロム化合物	5	1.5	18	1,3-ジクロロプロペン	0.2	0.02																																																																																																														
6	砒素又はその化合物	1	0.3	19	チウラム	0.6	0.06																																																																																																														
7	シアン化合物	1	1	20	シマジン	0.3	0.03																																																																																																														
8	PCB	0.03	0.003	21	チオベンカルブ	2	0.2																																																																																																														
9	トリクロロエチレン	3	0.3	22	ベンゼン	1	0.1																																																																																																														
10	テトラクロロエチレン	1	0.1	23	セレン又はその化合物	1	0.3																																																																																																														
11	ジクロロメタン	2	0.2																																																																																																																		
12	四塩化炭素	0.2	0.02	24	ダイオキシン類	100pg-TEQ/㍑	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng-TEQ/g																																																																																																														
注）	<p>判定の必要のある産業廃棄物は政令別表による。</p> <p>検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）」による。</p> <p>ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「措置法」という。）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。</p>																																																																																																																				

4 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場についてはこの限りでない（法第12条の2第6項）。なお、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格は以下のとおりである（法第12条の2第7項・省令第8条の17）。

理学、薬学、工学、農学等の一定の学歴に加え、廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を有する者

上記と同等以上の知識を有すると認められる者（東京都では特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了者）

感染性産業廃棄物のみを扱う場合は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士の資格を有する者

5 処理の基準

産業廃棄物は、事業者の責任において適正処理することとされています。事業者自ら処理する場合は、産業廃棄物処理基準に従い、処理委託する場合は、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者それぞれと処理委託契約を交わします。業者に産業廃棄物を引渡す場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、業者から産業廃棄物管理票が送付され最終処分まで適正に処理されたことを確認する必要があります。

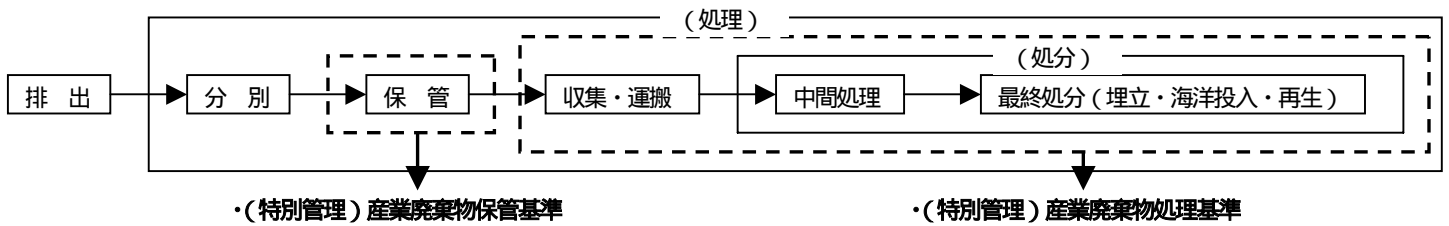


図1 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理の流れ

(1) 事業者の保管の基準 (排出場所で運搬されるまでの間保管する場合)

事業者は、その産業廃棄物、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準 (産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物保管基準) に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。

産業廃棄物保管基準 (法第12条第2項、省令第8条)
<p>周囲に囲い (保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの) が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板 (図2参照) が設けられていること。</p> <p>保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不透水性の材料で覆うこと。</p> <p>屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ (図3参照) を超えないようにすること。その他保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないための必要な措置を講ずること。保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>
特別管理産業廃棄物保管基準 (法第12条の2第2項、省令第8条の13)
<p>特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記、、、の規定の例によること。</p> <p>他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等、必要な措置を講ずること。</p> <p>特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置を講ずること。</p> <p>廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>廃石綿等は、梱包すること等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。</p>



図2 保管施設の掲示板の見本

積替え保管施設は「保管・積替え施設」
中間処理施設は「中間処理施設」と表記

屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大保管高さの欄が必要

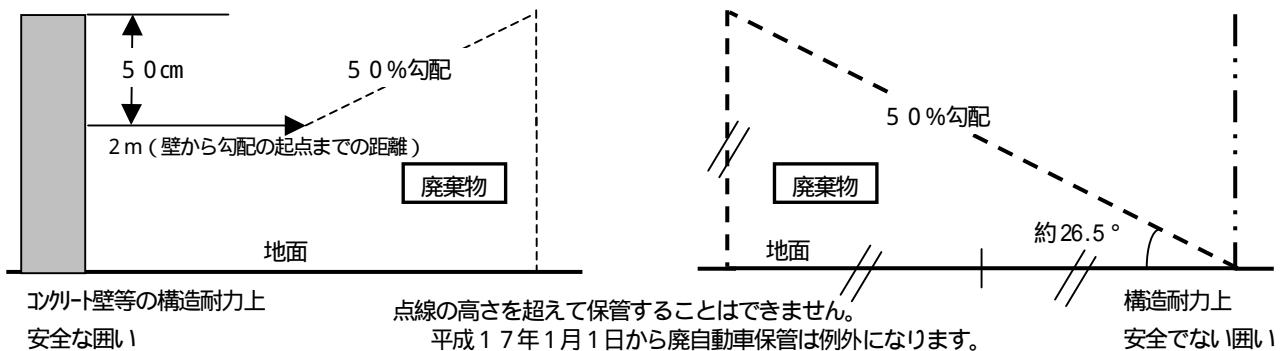


図3 最大保管高さの判定例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)

(2) 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を運搬又は処分する場合は、政令で定める基準 (産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準) に従わなければなりません (法第12条、第12条の2、政令第6条、第6条の5)。

共通基準

- 産業廃棄物が飛散し、流出し、地下浸透しないようにすること。
- 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(2-1) 保管・積替え基準、中間処理のための保管の基準

<p>保管・積替え基準（産業廃棄物）</p> <p>周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの）が設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他必要事項を表示した掲示板（図2参照）が設けられていること。</p> <p>保管・積替え施設については、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>産業廃棄物の保管は産業廃棄物の積替え（次の基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。 ・搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。 ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。 <p>保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不透水性の材料で覆うこと。</p> <p>屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ（図3参照）を超えないようにすること。</p> <p>省令で定める場合を除き、保管場所における1日あたりの平均的な搬出量の7倍以内を最大保管量とすること。</p>
<p>保管・積替え基準（特別管理産業廃棄物）</p> <p>特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記、、、の規定の例によること。ただし、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物については、はこの限りではない。</p> <p>省令で定める場合を除き、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。</p> <p>特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置をとること。</p> <p>PCB汚染物又はPCB処理物は、腐食防止のために必要な措置をとること。</p> <p>腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置をとること。</p>
<p>中間処理するための保管基準（産業廃棄物）</p> <p>産業廃棄物の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、上記、、、の規定の例によること。</p> <p>処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。</p> <p>省令で定める場合（下記等）を除き、処理施設の1日あたりの処理能力の1.4倍以内を最大保管量とすること。</p> <p>建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、再生のために保管する場合は、処理施設の1日あたりの処理能力の2.8倍（アスファルト・コンクリートの破片にあっては7.0倍）以内を最大保管量とすること。</p>
<p>中間処理するための保管基準（特別管理産業廃棄物）</p> <p>特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、上記、、、、、、、、、（の例外規定は除く。）の規定の例によること。</p>

(2-2) 収集・運搬等の基準

政令第6条第1項第1号、第6条の5第1項第1号参考のこと。

(2-3) 中間処理及び再生の基準

政令第6条第1項第2号、第6条の5第1項第2号参考のこと。

(2-4) 埋立処分の基準

政令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号参考のこと。

(2-5) 海洋投入処分の基準

政令第6条第1項第4号、第6条の5第1項第4号参考のこと。

6 委託の基準及び産業廃棄物管理票

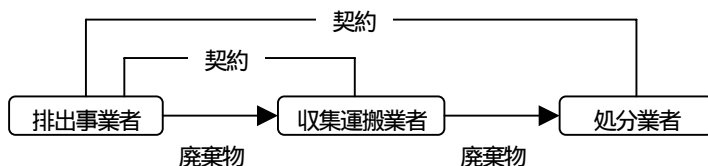
(1) 委託契約（法第12条第3項、第4項、第5項、政令第6条の2、省令8条の2、3、4、第8条の4の2）

産業廃棄物を排出事業者が自ら処理できない場合は、政令に定める基準（委託基準）に従い、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければなりません。

- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければならない（法第12条第3項）
- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない（法第12条第4項）
- ・事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない（法第12条第5項）

なお、委託契約書についても産業廃棄物管理票同様、5年の保存が義務付けられています（平成14年1月から）

委託処理をした場合であっても、産業廃棄物が処理の過程で不適正処理された場合は、排出事業者にも責任が及ぶことがあります。処理業者とは直接接して、許可証の提示を求め、許可の有無（収集運搬業者の場合は、産業廃棄物の積み込み場所と荷卸し場所の両方の許可が必要）、事業の範囲、処理能力などを十分に確認することが必要です。



収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約すること。ただし、産業廃棄物の運搬及び処分を同一の者に委託しようとする場合は一つの契約でも差し支えないこと。

—————▶ 産業廃棄物の流れ
 ————— 契約関係

委託契約書（契約は必ず書面により、次の要件を満たしていること。）

- ア 産業廃棄物の運搬、処分又は再生は、他人の産業廃棄物の運搬、処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬、処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託
- イ 許可証等の写しの添付
- ウ 必要事項
 - 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - 処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
 - 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、最終処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
 - 委託契約の有効期間
 - 委託者が受託者に支払う料金
 - 受託者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、その場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限の場合において、積替え又は保管の場所における安定型産業廃棄物と他の廃棄物との混合の諾否等に関する事項
 - 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報（性状及び荷姿に関する事項・性状の変化に関する事項・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項・その他取扱注意事項）
 - 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - 委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項

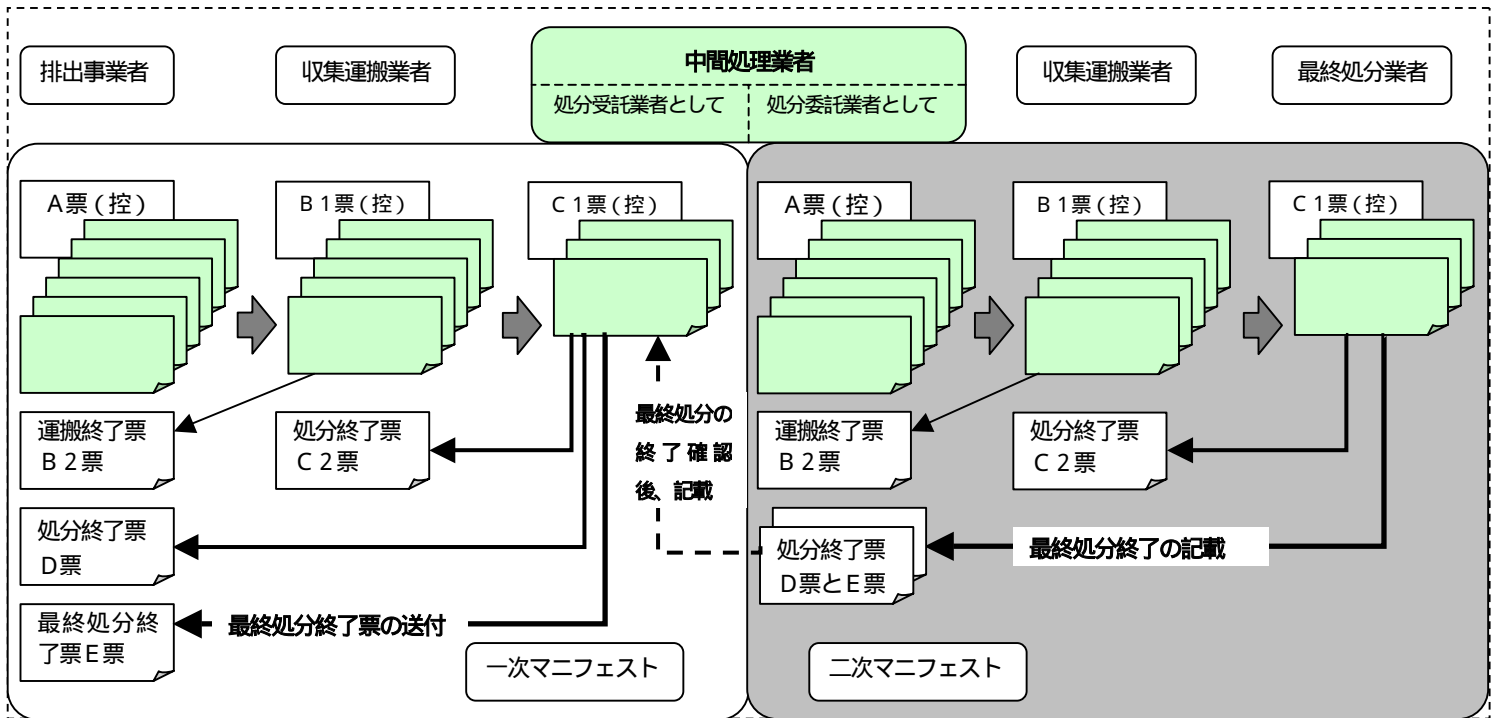
(2) 産業廃棄物管理票（法第12条の3）

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、法律で認められた一部の例外を除き、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければなりません。

マニフェスト制度は、産業廃棄物の処理の各行程ごとに終了の報告を受けていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度です。排出事業者は、最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負います。

- ・ 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬等を受託した者に対し、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければならない（法第12条の3第1項）。

マニフェストの流れ（標準的な例）



一次マニフェスト：排出事業者が書き起こすマニフェスト

二次マニフェスト：中間処理業者が書き起こすマニフェスト

マニフェストの標準的な流れ

一次マニフェストの流れ	排出事業者は、7枚綴りの一次マニフェストのうち、控えを保管し、残り6枚を収集運搬業者に交付する。 収集運搬業者は、運搬終了後、控えを保管したうえで、運搬終了票を排出事業者へ送付し、残り4枚を中間処理業者へ回付する。 中間処理業者は、中間処理終了後、控えを保管したうえで、処分終了票（収集運搬業者用）を収集運搬業者に、処分終了票（排出事業者用）を排出事業者へ送付する。
	中間処理業者は、中間処理によって発生した産業廃棄物を委託処理するため、控えを保管したうえで、排出事業者の立場で二次マニフェストを収集運搬業者に交付する。 収集運搬業者は、運搬終了後、控えを保管したうえで、運搬終了票を運搬受託者である中間処理業者へ送付し、残りを最終処分業者へ回付する。 最終処分業者は、最終処分終了後、控えを保管したうえで、処分終了票（収集運搬業者用）を収集運搬業者に、処分終了票（排出事業者用）を処分委託者である中間処理業者へ送付する。
中間処理業者は、最終処分業者から送付された処分終了票により、中間処理産業廃棄物の最終処分を確認した後、一次マニフェストの最終処分終了票に最終処分が終了した旨等を記載し、排出事業者へ送付する。	

排出事業者のマニフェストに係る留意点

マニフェストは、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成し、産業廃棄物の引渡しと同時に受託者に対し、交付すること。
マニフェストの写し（この例の場合、運搬終了票、処分終了票、最終処分終了票）は、送付を受けた日から5年間保存すること。控えについて

も、写しと内容を照合確認したうえで、一緒に保存すること。

マニフェスト交付者は、交付の日から90日（特別管理産業廃棄物については60日）以内に運搬終了票、処分終了票の送付を受けないとき、180日以内に最終処分終了票の送付を受けないとき、規定事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること（30日以内に関係都道府県知事へ措置内容等報告書を提出すること。）

排出事業者のマニフェスト記載事項

マニフェストの控え (排出事業者用)	産業廃棄物の種類及び数量 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所 マニフェストの交付年月日及び交付番号 氏名又は名称及び住所 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地 マニフェストの交付を担当した者の氏名 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地 産業廃棄物の荷姿 最終処分を行う場所の所在地 中間処理業者（ の場合を除く。）にあっては、交付又は回付されたマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号 中間処理業者（処分の委託者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限り。）にあっては、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号
-----------------------	---

運搬受託者のマニフェスト記載事項

運搬終了票	運搬を担当した者の氏名 運搬を終了した年月日 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量
-------	---

処分受託者のマニフェスト記載事項

処分業者の保存票 又は 最終処分終了票	<p>処分が中間処理の場合 処分を担当した者の氏名、 処分を終了した年月日</p> <p>処分が最終処分の場合 、 の事項及び最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨</p> <p>中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストの写しの送付を受けた場合には、これを元に一次マニフェストの最終処分終了票に下記の事項を記載し、当該マニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認のうえ排出事業者に送付します。</p> <p>最終処分が終了した旨 最終処分を行った場所の所在地 最終処分が終了した年月日</p>
---------------------------	--

委託基準及びマニフェストに係る罰則等

違反項目	マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載	マニフェスト未受領時等の適正措置義務違反	マニフェストの保存義務違反	無許可業者への委託禁止違反	委託基準違反	措置命令違反
罰 則	50万円以下の罰金	-	50万円以下の罰金	5年以下の懲役 1000万円以下の罰金又は併科	3年以下の懲役 300万円以下の罰金又は併科	5年以下の懲役 1000万円以下の罰金又は併科
条 項	第29条第1項第1号	-	第29条第1項第5号	第25条第1項第4号	第26条第1項第1号	第25条第1項第3号
措置命令	適用	適用	適用	適用	適用	-

都道府県知事等が、不法投棄された産業廃棄物の除去等の措置を命ずることを措置命令（法19条の5、6）といい、排出事業者も罰則や措置命令を受けることがあります。

7 許可が必要となる産業廃棄物処理施設

事業者、産業廃棄物処理業者、公共機関を問わず、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設（16種類の間接処理施設と3種類の最終処分場が定められています。）の設置（変更）には都道府県知事等の許可（変更許可）が必要です。

(1) 産業廃棄物処理施設（法第15条、政令第7条）

	処 理 施 設 名	規 模（いずれかに該当）
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日超（天日乾燥施設にあっては、100m ³ /日超）
3	汚泥の焼却施設	処理能力5m ³ /日超、処理能力200kg/時以上、火格子面積2㎡以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日超
5	廃油の焼却施設	処理能力1m ³ /日超、処理能力200kg/時以上、火格子面積2㎡以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日超
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日超
8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力100kg/日超、火格子面積2㎡以上
9	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日超
10	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	全ての施設
11	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての施設
12	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全ての施設
13	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全ての施設

14	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全ての施設
15	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全ての施設
16	3、5、8、13以外の焼却施設	処理能力200kg/時以上、火格子面積2㎡以上
17	最終処分場（遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場）	全ての施設

(2) 技術管理者の設置

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する産業廃棄物処理施設については、この限りでない（法第21条第1項）。
技術管理者は、法に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない（法第21条第2項、第3項、省令第17条）。

(3) 産業廃棄物処理責任者の設置

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を有する事業者は、当該事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない（法第12条第6項）。

8 報告等

報告書名	対象事業場	報告期限	根拠法令
産業廃棄物処理計画	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	当該年度の6月30日迄	法第12条第7項
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日迄	法第12条第8項
特別管理産業廃棄物処理計画	前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場	当該年度の6月30日迄	法第12条の2第8項
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業場	当該年度の6月30日迄	法第12条の2第9項

その他、PCB廃棄物については、PCB特別措置法及び東京都PCB適正管理指導要綱で別途、届出が義務付けられています。

（関連する問い合わせ先）

問い合わせ事項	問い合わせ先	電話番号
マニフェストの購入に関する事 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会に関する事 技術管理者講習会に関する事	(社)東京産業廃棄物協会	03-5283-5455
産業廃棄物の委託契約書に関する事	(財)日本環境衛生センター東日本支局	044-288-4919
産業廃棄物の規制指導に関する事	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係	03-5388-3586
	東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導係	042-528-2694
PCB廃棄物に関する事	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視係	03-5388-3589
	東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導係	042-528-2694
産業廃棄物の処理業・処理施設の許可に関する事	東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課審査係	03-5388-3573
	東京都多摩環境事務所廃棄物対策課審査係	03-5388-3587 042-528-2693
東京都環境局のホームページ	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp	

法 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
政令 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」
省令 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

産業廃棄物の適正処理のために 平成16年12月10日改訂版発行 発行 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 (都庁第二本庁舎9階) 電話03-5388-3589 (ダイヤルイン)	平成16年度
	登録第63号